

市議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和4年3月10日提出

提出者	各務原市議会議員	水野盛俊
賛成者	〃	杉山元則
賛成者	〃	瀬川利生
賛成者	〃	黒田昌弘
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	川瀬勝秀

提案理由

ロシアによるウクライナ侵略を非難し、即時の攻撃停止と部隊のロシア国内への撤収を求めるとともに、国において日本国内の国民生活への影響対策に万全を尽くすよう決議する。

各務原市議会議長                      坂澤博光様

## ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

去る2月24日、ロシアは国際社会の平和への願いを無視した形で、ウクライナへの侵略を開始し、今なおウクライナ全土への軍事攻撃を続けている。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法違反であり、国連安保理常任理事国としてあるまじき行為で国連憲章の重大な違反である。

さらに、プーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言は、断じて許すことはできない。

各務原市議会は、ロシア軍によるウクライナへの侵略を厳しく非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

国においては、国際社会とも連携し、制裁を含め事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使してウクライナの平和を取り戻し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを強く要請する。併せて、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、我が国の国民生活への影響対策に万全を尽くすことを要請する。

以上決議する。

令和4年3月10日

岐阜県各務原市議会